

## 再生可能エネルギー・水素等関係府省庁連絡会議の開催について

平成29年4月11日  
再生可能エネルギー・水素等  
関係閣僚会議決定

1. 再生可能エネルギー導入の最大限加速及び水素社会の実現に向けて、関係府省庁間の連携を強化するため、再生可能エネルギー・水素等関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補  
副議長 経済産業省資源エネルギー庁長官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
内閣官房日本経済再生総合事務局長代理  
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）  
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）  
内閣府総合海洋政策推進事務局長  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
外務省経済局長  
文部科学省研究開発局長  
農林水産省食料産業局長  
国土交通省総合政策局長  
環境省地球環境局長

3. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

会議の開催に伴い、「再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議の開催について」（平成26年5月30日再生可能エネルギー等関係閣僚会議決定）は廃止し、これまで再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議で決定、検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。